3　第一項の規定により地方運輸局長に委任された権限のうち同項第一号及び第四号から第六号までに規定する権限は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

（書類の提出）

第三十一条　（略）

2　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって住宅団地再生道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。第四項において同じ。）を経由して提出しなければならない。

3　（略）

4　この省令の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に提出すべき申請書は、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

別表第一（第十八条及び第十九条関係）

規定	事項	書類
法第十七条の五十二	（略）	（略）

別表第二（第二十八条及び第二十九条関係）

規定	事項	書類
法第十七条の五十六第一項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十六第二項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十七第一項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十七第二項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十八関係	（略）	（略）

（新設）

（書類の提出）

第十八条　（略）

2　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって住宅団地再生道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出しなければならない。

3　（略）

（新設）

別表第一（第十条及び第十一条関係）

規定	事項	書類
法第十七条の四十五	（略）	（略）

別表第二（第十五条及び第十六条関係）

規定	事項	書類
法第十七条の四十八第一項関係	（略）	（略）
法第十七条の四十八第二項関係	（略）	（略）
法第十七条の四十九第一項関係	（略）	（略）
法第十七条の四十九第二項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十関係	（略）	（略）